

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）  
（平成十三年十一月十六日法律第二百十号）

最終改正：平成二四年五月八日法律第三〇号

（目的）

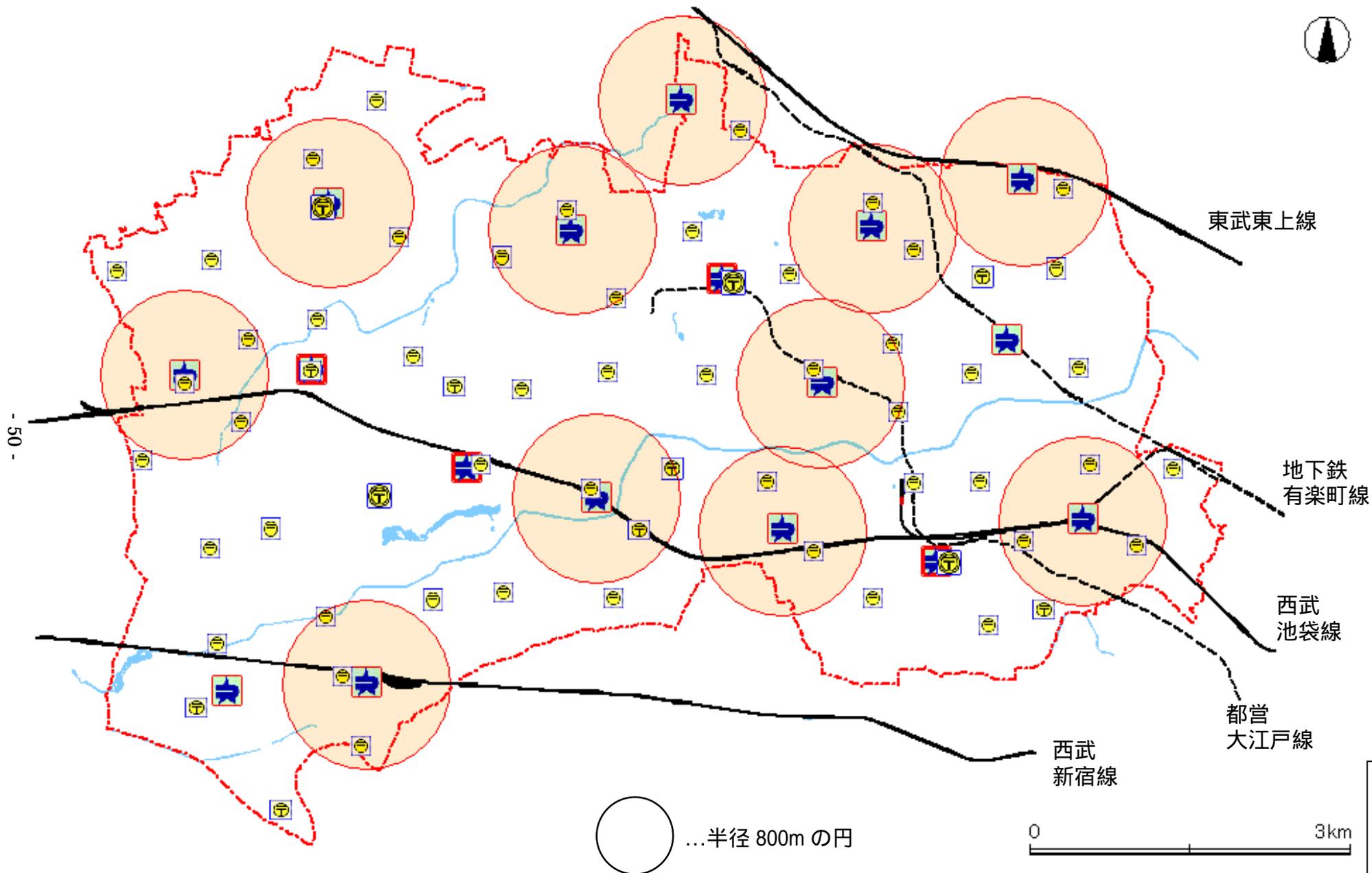
第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（日本郵便株式会社の営業所であって、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

- 一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
- 四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
- 五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

< 窓口事務を見直す 11 出張所と郵便局の配置について >



## 「コンビニ証明」の概要

### 1 サービスの仕組み

総務省では、コンビニエンスストアでの証明書交付システムを推進しています。これは、住民基本台帳カードを使って、コンビニエンスストアにあるマルチ機能端末から住民票の写しなどの行政証明書を発行する仕組みで、自治体ごとにネットワークに参加し、費用を負担することが必要です。

### 2 参加自治体（平成 25 年 3 月末現在）

#### 62 自治体

東京都 23 区では、渋谷区、葛飾区、荒川区、中野区が参加しています。

### 3 利用可能店舗数（平成 25 年 3 月末現在）

練馬区内に約 70 店舗

### 4 運用時間

午前 6 時半～午後 11 時まで（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

### 5 主な課題

区民サービスを大きく向上させる可能性があります、以下のような課題があります。

#### （1）住民基本台帳カードの普及

住民基本台帳カードは全国的なサービスが少ない上、カードの原価が高額なため手数料が高額になる等の理由により、全国的にあまり普及していません。

#### （2）新たな電算システムへの対応

このサービスに対する新たな電算システムについては、今後区で予定されている電算機器更新に足並みを揃えて対応する必要があります。

#### （3）マイナンバーカードの動向

住民基本台帳カードから切り替わるマイナンバーカードの交付が国会等で検討されています。

## 「マイナンバー制度」について

平成 25 年 5 月、国会において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が可決・成立しました。

この法律は平成 28 年以降の実施を目指しておりますが、法律が実施されれば、現在の住民基本台帳カードを発展させた新たなカードが普及していくと考えられ、コンビニエンスストアにおける証明書交付の推進にも大きく寄与することが期待されます。

# マイナンバー

## 社会保障・税番号制度

～ マイナンバー法案 ～



番号制度創設推進本部